

社之弊之生活困難ヲ理由ニ相留賃金
 値上セラレタリト要求シタルカ會社側ハ
 斯業界不況ニ際シ考慮ノ余地ナシト
 言下ニ之ヲ拒絶シタルニ其後右職工等
 ハ作業場ニ集會シテ急業シヨ、ア、ルヲ以
 テ注意中ナルカ其他ノ職工ハ目下ノ如ク
 關係ノ居ラザルモ今後ノ変化難ナク引
 引續キ申賃中ナルモ一應及申(通)報候
 也

特種勞務 八〇三五號

大正十二年五月三十日

大阪府知事 井上孝哉

内務大臣 水野鍊太郎殿
 社會局長 塚本清治殿
 警視總監 赤池濃殿
 京都府兵庫縣知事殿
 大阪地方裁判所横事正殿



山形和田紡績株式會社春木分工場ニ於
 ケル勞働 争議 解決ノ件 一第ニ報一
 鉄工部試工十五名ハ昨三十日賃銀値上
 求ヲ爲シ答レラレサルヤ直ニ急業ニ務
 ルコトト既報ノ如ク本日午後九時會社
 業状態ニアリシカ今日午前九時會社
 再々賃銀二割値上ヲ爲ス力又ハ作業
 時問ヲ